

「耐震診断義務化 平成25年11月より改正法施行へ」

「改正耐震改修促進法」が平成25年11月25日に施行されました。

この改正法は、不特定多数の者が利用する大規模な建築物の耐震診断の実施の義務付け等について定める「建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律」で、昭和56年以前に造られた旧耐震建築物の耐震診断を義務付けることを柱に、平成25年5月29日に公布されました。

耐震診断の義務付け対象は、

- ・ 病院、店舗、旅館等：階数3及び床面積の合計5,000㎡以上
- ・ 幼稚園、保育所：階数2及び床面積の合計1,500㎡以上
- ・ 小学校、中学校等：階数2及び床面積の合計3,000㎡以上等

STRECでは、無料技術相談および構造評定を受け付けていますのでご利用ください。

当協会における構造評定の特徴は次の通りです。長年の実績を活かし、どのような耐震改修案件でも、丁寧かつ安価で迅速な評定運営を行っています。

- ・ 構造種別・形式を問いません。低強度コンクリート、木造、混合構造なども扱います。
- ・ 外付け補強、免震・制震など特殊補強にも対応し、耐震補強種別を問いません。
- ・ 天井や非構造材を含めた総合耐震を扱います。天井だけでも扱います。
- ・ 耐震補強計画のみでも扱います。他団体で耐震診断評定済の案件も扱います。